旭川市報道依頼

各報道機関　様

KJ00744711
2026年11月2日

| | |
|---|---|
| 発信課 | 消防本部総務課 |
| 担当者 | 沼田 |
| 連絡先 | 電　話　74-3249 |
| | ＦＡＸ　33-1191 |
| | E-mail　shobodan@city.asahikawa.lg.jp |

| | |
|---|---|
| 分　　類 | イベント･行事［　］　募集［　］　契約･入札［　］　会議･説明会［　］　その他［○］ |
| 日　　程 | 令和8年11月1日 |
| 発表項目<br><br>（行事名） | 消防団員の懲戒処分について |
| 概　　要<br>（趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。） | 令和８年１１月１日付けで消防団員の懲戒処分を行ったので発表します。<br><br>１　事案の概要<br>　令和８年５月に、旭川市内で知人の顔面等を数回殴打し、加療１０日間を要する左頬部打撲傷等の傷害を負わせたことで傷害罪として略式起訴され、令和８年８月に旭川簡易裁判所から罰金２０万円の略式命令を受けたもの。<br><br>２　当該消防団員<br>（１）所属等<br>　旭川市消防団　消防団員　３０代<br>（２）処分内容<br>　停職４月 |
| 添付資料 | 有 ☑　無 ☐ |
| 報道（取材）に当たってのお願い | |
| 備　　考 | |

ASAHIKAWA
CITY

令和８年１１月２日
消防本部

# 消防団員の懲戒処分について

令和８年１１月１日付けで消防団員の懲戒処分を行ったので発表します。

１　事案の概要

令和８年５月に、旭川市内で知人の顔面等を数回殴打し、加療１０日間を要する左頬部打撲傷等の傷害を負わせたことで傷害罪として略式起訴され、令和８年８月に旭川簡易裁判所から罰金２０万円の略式命令を受けたもの。

２　当該消防団員

⑴　所属等

旭川市消防団　消防団員　３０代

⑵　処分内容

停職４月